

われわれは遺族の相互扶助、道義の高揚につとめ、平和日本建設に寄与し、戦争の防止、世界恒久平和の確立を期するを信条とする。



発行所 〒703-8272 岡山市中区奥市3-22 岡山県遺族連盟
電話代表 086-271-7175
FAX 086-271-4815
郵便振替岡山01230-9-3532
発行責任者 岸本清美
編集責任者 豊島始男
印刷所 西尾総合印刷株式会社
定価(郵税共) 年額1,200円
ホームページ http://izoku-okayama.jp/

新会長に尾辻秀久氏を選出

九月に創立六十五周年記念式典を挙行

日本遺族会

日本遺族会は二月二十八日(火)、靖国会館において理事会、評議員会を開催し、任期満了に伴う役員改選で尾辻秀久新会長を選出すると共に、平成二十四年度活動方針・事業計画案及び同予算案などを審議し決定した。また、今年が創立六十五周年にあたることから九月に記念式典を挙行することが決まった。

会議は、昨年六月の九段会館の廃業により法人全体の事業規模の縮小せざるを得ないことから、先ず役員定数の削減や選任方法など寄附行為の一部変更を審議・決定後、任期満了に伴う役員改選を行い、理事及び評議員をそれぞれ選出した。

そして、役員選考委員会から会長、副会長の推戴について報告が行われ、新会長に尾辻秀久氏、副会長に森田次夫、増矢稔の両氏が推戴された。会長に推戴された尾辻秀久副会長は、「古賀会長から、昨年の大震災による九段会館ホール天井崩落事故で多くの死傷者が出たことから、この責任を取り会長職を退任した



新会長に選出され挨拶を行う尾辻秀久氏 (2月28日：靖国会館)

いとの申し出がありまして。当然、副会長である私にも大きな責任があります。しかし、今、岐路に立たされている遺族会の現状を鑑み、会長職をお受けすることを決断した次第です」と役員選考の経緯を説明した。

続いて、古賀会長が挨拶に立ち「九段会館ホール天井崩落事故により二名の死者と多くの負傷者を出した社会的責任は組織の運営責任者として免れることはできません。ご理解を賜りたい」と出席者に理解を求め、尾辻副会長の会長就任が了承された。

また、尾辻副会長から「現在、参議院副議長の職にあることから、日本遺族会会長と兼職はできません。」

決定した活動方針・事業計画は次のとおり。

活動方針

一、英霊顕彰運動の推進
我々が今日、平和と自由の恩恵を享受できるのは、先の大戦で国の礎となられた戦没者の尊い犠牲によるものであることに思いをいたし、国家国民は戦没者に対し尊崇と感謝の誠を捧げることを決して忘れてはならない。その戦没者を祀る我

が国唯一の追悼施設である靖国神社に、国を代表して内閣総理大臣が参拝されることは極めて当然のことである。

然るに、野田総理は総理就任前までは靖国神社に参拝していたといわれるが、総理に就任するや内外の批判を恐れ、信念を曲げて同神社への不参拝を明言すると共に、各閣僚にも参拝自粛を求めている。誠に遺憾であり、

我々遺族はいかなる困難があろうとも、総理の靖国神社参拝の旗印は降ろしてはならない。

更に、現政権は靖国神社に代わる新たな国立追悼施設の建設を政策で掲げているが、これは靖国神社を形骸化するだけでなく、戦没者遺族の心情を逆撫するような施設であり断じて容認できない。我々は、これらの建設を断固阻止する。

また、大東亜戦争の正しい歴史観の確立をはじめ、歴史、伝統、文化など、よき固有の精神文化の継承に努める。

また、特別弔慰金受給者、慰霊友好親善事業及び遺骨帰還事業参加者等に対して、各支部への積極的な人への働きかけを行うなど、組織の拡充に努める。

二、処遇改善運動の推進
戦没者の妻も平均年齢が九十四歳を超えた。このため、平成二十五年に最終償還を迎える「戦没者等の妻に対する特別給付金」及び、身寄りのない「戦没者の父母等に対する特別給付金」の継続増額を必ず実現するよう努力する。

また、公的年金引き下げ議論がなされる昨今、戦没者遺族に対し支給される公務扶助料等の意義について、国家補償の理念で支給されるものであ

せん。このため、開会中の通常国会が閉会する六月をもって副議長を辞職させていただいた後、正式に会長に就任したい」と説明し、その間、森田副会長が会長代行を務めることが了承された。

更に、現政権は靖国神社に代わる新たな国立追悼施設の建設を政策で掲げているが、これは靖国神社を形骸化するだけでなく、戦没者遺族の心情を逆撫するような施設であり断じて容認できない。我々は、これらの建設を断固阻止する。

また、大東亜戦争の正しい歴史観の確立をはじめ、歴史、伝統、文化など、よき固有の精神文化の継承に努める。

また、特別弔慰金受給者、慰霊友好親善事業及び遺骨帰還事業参加者等に対して、各支部への積極的な人への働きかけを行うなど、組織の拡充に努める。

また、公的年金引き下げ議論がなされる昨今、戦没者遺族に対し支給される公務扶助料等の意義について、国家補償の理念で支給されるものであ

ることを機会を捉え知らしめる努力をする。

三、組織の拡充強化
本会の使命は、英霊の顕彰と戦没者遺族の福祉の向上であり、後退は許されない。このため、戦没者遺児を中心に組織の再構築を加速し、光輝ある組織の継承に努めなければならない。更に、昨年女性部が取りまとめ、本会に提言した「戦没者の孫・曾孫の会」の組織化など、具現化するよう本部・支部と連携を密にして一定の方向性を見出すよう努める。その第一歩として、各種事業に家族で参加出来る機会を増やす努力をする。

また、特別弔慰金受給者、慰霊友好親善事業及び遺骨帰還事業参加者等に対して、各支部への積極的な人への働きかけを行うなど、組織の拡充に努める。

公益法人制度改革については、本部・支部とも諸官庁の指導を受け、移行期間内に然るべき法人認定・認可を得るよう相互協力態勢に努める。なお、本部は非常営利型一般財団法人への移行を目指

し、専門家等の助言を受けて事務手続きを進める。組織活動の維持には財政の確立が欠かせない。このため本部では今後、旧九段会館からの繰入がなくなることから、福祉事業の収益部門を強化すると共に、支部もあらゆる方途を講じて資金の確保に努める。

更には、ホームページ・機関紙等を充実させ、積極的な広報活動を行う。

四、遺児の慰霊友好親善事業及び遺骨帰還事業等の推進

遺児の慰霊友好親善事業は各支部等の協力を得て、全国の千八百余りの市区町村の広報誌等への掲載依頼をするなどして

参加者を募ったが、東日本震災や広報の遅れ等により参加者は昨年を下回った。

戦没者遺児は平均七十歳を超え、高齢化が顕著になっているため、事業内容の充実や日程等を再検討すると共に、広報活動の拡大を図り、本事業の周知徹底と参加者増に努める。更には、引き続き同事業の補助事業団体となるよう努力する。

また、政府主催の「遺骨帰還事業等」に積極的に参加協力する。

「民間建立慰霊碑整理事業」や「海外未送還遺骨情報収集事業」、「樺太・千島戦没者慰霊碑維持管理事業」についても、事

業の重要性に鑑み、引き続き本会に委託されるよう努める。

五、社会奉仕活動の推進

恒久平和を目指し、国内や旧戦域において戦没者遺族に相応しい社会奉仕活動(ボランティア)を各支部の協力や、遺児の慰霊友好親善事業等を通じて引き続き企画実施する。

六、本会創立六十五周年記念事業

都内ホールにおいて「本会創立六十五周年記念式典」を挙げる。

この式典は天皇、皇后両陛下の行幸啓を仰ぎ挙行することで準備する。なお、関連行事は執り行わない。

廣明 研正(富山県) 市來健之助(山口県) 富田 千秋(熊本県) 高橋 フミ(女性部/長崎県)

安満 齋(福島県) 荒堀 清隆(和歌山県)

日本遺族会

新役員氏名

(敬称略)

◎会長

◎副会長

◎顧問

◎専務理事

◎評議員

◎理事

◎常務理事

◎監事

◎庶務

◎事務局長事務取扱

◎常務理事

◎副会長

◎顧問

◎専務理事

◎評議員

◎理事

◎常務理事

◎監事

◎庶務

◎事務局長事務取扱

事業計画

一、英霊顕彰運動

(1) 総理、閣僚の靖國神社への参拝運動の推進

① 終戦から六十七年の歳月が流れ、戦後生まれの国民が七割以上を占め、先の大戦が風化しようとしている。本年は近隣諸国のロシア、中国、韓国等のリーダーが交代する年であり、より以上の圧力も懸念される所である。

日本の安寧と繁栄を願う散華された英霊に対し、我が国を代表する内閣総理大臣が靖國神社に参拝し、英霊に尊崇と感謝の誠を捧げることが極めて当然のことであり国家存立の基本である。

しかし、野田総理は靖國神社に参拝しないことを明言し、各閣僚に対しても参拝自粛を要請している。これは誠に遺憾であり断じて看過することはできない。

我々戦没者遺族は、総理、閣僚の靖國神社参拝の推進を図ると共に、先の大戦を風化させないためにも関係諸団体と連携を密にして以下の運動を実施する。

(ア) 要請文による陳情 国会及び世論の動向を勘案し、「英霊にこたえる会」をはじめとする関連団体と連携して、靖國神社への総理の参拝を文書を持って要請する。

(イ) 世論、マスコミに訴える陳情 八月十五日の終戦の日の前後等、国民の関心が集まる機会をとらえ、遺族代表が靖國神社に集結して靖國神社から国会までの行進による陳情運動の実施を検討する。

(ウ) メール等による陳情 「戦没者の孫、曾孫の会」を中心に、メール等による陳情を継続的に実施する。

(ア) 世論喚起 「英霊にこたえる会」をはじめ、JYMAなど若者世代の団体等と協力して各地でピラを配るなど

(イ) 国会対策 戦後生まれの国会議員が約八割を占め、世代交代が進んでいる。このため、先の大戦や靖國神社問題等の正しい知識、並びに本会の組織や活動を理解、認識いただくため、遺族協議員協議会と連携し本会事業の啓蒙を推進する。

更には、与野党国会議員に対し、「みんな靖國神社問題に対する国会議員の会」への入会を促し、本部支部一体となって靖國神社問題に対する理解と協力を得る働きかけを行う。

(2) 国立の戦没者追悼施設建設構想の阻止 野田内閣は、平成二十四年度政府予算に建設のための調査費は計上しなかったが、今後、建設に向けて動き出すことも十分考えられることから政府の動向を注視する必要がある。

このため、情報収集に努めると共に、他団体と連携して建設に向けての動きがあれば実力行使も辞さぬ覚悟で断固阻止する。

(3) 知事の護國神社参拝運動の推進 近年の護國神社への知事参拝人数は二十五人程度である。各道府県支部にあつては、知事が春秋の例大祭及び八月十五日に護國神社に参拝するよう要請する。また、上京の際には靖國神社に参拝するよう要請する。東京都においては、他団体と協力して引き続き都知事の靖國神社への参拝を要請する。

(4) 大東亜戦争の正しい歴史観の確立 終戦六十周年特別委員会報告書「今後の遺族会のあるべき姿」に基づき、「東京裁判史観」の払拭と大東亜戦争の正しい歴史観の確立に引き続き努力する。

(5) 歴史認識を深める研修会等を開催し、家族ぐるみで参加する。

③ 戦争の悲惨さを一番知っている我々戦没者遺族は、平和の尊さを次世代に伝えていかなければならないことから、関係団体と協力し、絵本、マンガ、DVD等を活用して広報に努める。また、「語りへの会」等を催し、子供たちに語り継ぐ努力をする。

昭和館の展示や巡回特別企画展を通じて戦中、戦後の国民生活の労苦を後世代に伝える啓蒙活動に引き続き努力する。

(5) 市区町村における慰霊祭の実施 慰霊祭は遺族だけのものではなく各自自治体が率先して主導すべきものである。国の平和と郷土の平安、家族の幸せを願う犠牲となった方々が対象であり、また、戦前戦中の徴兵制度において地方自治体が果たした役割を考えると、その責任は永遠に免れるものではない。

しかし、遺族の高齢化は著しく、慰霊祭への参列者は年々減少していることから、地方自治体と協力し次世代を担う子供たちに慰霊祭への参加を

求める。

に、先の大戦を風化させないためにも関係諸団体と連携を密にして以下の運動を実施する。

(ア) 要請文による陳情 国会及び世論の動向を勘案し、「英霊にこたえる会」をはじめとする関連団体と連携して、靖國神社への総理の参拝を文書を持って要請する。

(イ) 世論、マスコミに訴える陳情 八月十五日の終戦の日の前後等、国民の関心が集まる機会をとらえ、遺族代表が靖國神社に集結して靖國神社から国会までの行進による陳情運動の実施を検討する。

(ウ) メール等による陳情 「戦没者の孫、曾孫の会」を中心に、メール等による陳情を継続的に実施する。

(ア) 世論喚起 「英霊にこたえる会」をはじめ、JYMAなど若者世代の団体等と協力して各地でピラを配るなど

(イ) 国会対策 戦後生まれの国会議員が約八割を占め、世代交代が進んでいる。このため、先の大戦や靖國神社問題等の正しい知識、並びに本会の組織や活動を理解、認識いただくため、遺族協議員協議会と連携し本会事業の啓蒙を推進する。

更には、与野党国会議員に対し、「みんな靖國神社問題に対する国会議員の会」への入会を促し、本部支部一体となって靖國神社問題に対する理解と協力を得る働きかけを行う。

(2) 国立の戦没者追悼施設建設構想の阻止 野田内閣は、平成二十四年度政府予算に建設のための調査費は計上しなかったが、今後、建設に向けて動き出すことも十分考えられることから政府の動向を注視する必要がある。

このため、情報収集に努めると共に、他団体と連携して建設に向けての動きがあれば実力行使も辞さぬ覚悟で断固阻止する。

(3) 知事の護國神社参拝運動の推進 近年の護國神社への知事参拝人数は二十五人程度である。各道府県支部にあつては、知事が春秋の例大祭及び八月十五日に護國神社に参拝するよう要請する。また、上京の際には靖國神社に参拝するよう要請する。東京都においては、他団体と協力して引き続き都知事の靖國神社への参拝を要請する。

(4) 大東亜戦争の正しい歴史観の確立 終戦六十周年特別委員会報告書「今後の遺族会のあるべき姿」に基づき、「東京裁判史観」の払拭と大東亜戦争の正しい歴史観の確立に引き続き努力する。

(5) 歴史認識を深める研修会等を開催し、家族ぐるみで参加する。

促すなど、慰霊祭等が未
来永劫続くよう努力する。
また、慰霊祭を実施す
る前に、家族揃って清掃
奉仕等を行う。

靖國神社等との連携
靖國神社、護國神社、
千鳥ヶ淵戦没者墓苑及び
各種慰霊団体との連携を
密にし、相互理解を深め
ると共に現政権下におけ
る不測の事態に備える。
また、靖國神社崇敬奉
賛会の事業に引き続き協
力する。

六月二十三日は沖繩県
における「慰霊の日」で
あり、沖繩県遺族連合会
主催の「平和祈願慰霊大
行進」に引き続き参加協
力する。

月下旬に開催し、研
修二日目に国会への
陳情等を実施する。
七月下旬から八月
上旬のいずれか一
日、「全国戦没者遺族
代表者会議」を開催
して、国会への陳情
等を行う。

補償の理念で支給される
ものであることを機会を
捉え、広く知らしめる努
力をする。
また、扶助料支給の主
旨に副って改善が行われ
るよう、国に強く働きか
ける。

運動の経緯等を説明
すると共に、理解と
協力を要請し組織活
動への参画を働きか
ける。
次世代後継者であ
る「戦没者の孫、曾
孫の会」の組織化を
図る。当面の会員数
は各支部五十〜百名
程度とする。

また、本会の活動内
容の充実をより一層図
るため、広く一般から
賛助金を受け入れる。
その他、あらゆる方
途を講じて財源の確保
に努める。

また、特別弔慰金受
給者、妻特給等受給者
にその主旨を説明し、
会の運営に関する理解
を求め、拠金等を働き
かける。
支部事務局の強化
組織の拡充強化は支部
事務局に負うところが
大である。このため、引
き続き本部、支部、更には
支部相互間の連携を密に
し強化を図る。

① 戦没者等の妻に対
する特別給付金及び、
身寄りのない「戦没者
の父母等に対する特別
給付金」の継続・増額
② 同給付金の継続・増
額の実現に向け、正副
会長、常務理事を中心
に遺家族議員協議会の
協力を得て運動を推進
する。

③ 特別弔慰金の支給範
囲の拡大
特別弔慰金は国として
弔慰の意を表したもので
あり、国は戦没者を忘れ
ないという証でもあるこ
とから、引き続き公務扶
助料等受給者が失権した
場合、その残された遺族
に対し速やかに支給され
るよう制度の改善に努力
する。

④ 全国戦没者追悼式へ
の国費参列者の対象範
囲の拡大及び、式典内
容の改善等
全国戦没者追悼式の趣
旨に鑑み、国費で負担す
る遺族代表の増員、対象
範囲を戦没者の曾孫、甥、
姪まで拡大することは勿
論、戦没者の子・兄弟姉
妹の配偶者も制約なきよ
う参列できる制度の改善
に努力する。
また、式典に児童・生
徒の参列を促し、平和を
願う詩の朗読等を行うな

⑤ 組織の拡充強化
戦没者の遺児は組織
の後継者であることを
自覚し、慰霊祭への参
加、会費の徴収、機関
紙の配布等々、積極的
に支部の活動に参加
し協力すると共に、各種
事業に戦没者の孫・曾
孫等と一緒に参加する
よう努める。
支部にあつては、引
き続き魅力のある支部
づくりを創造すると共
に、新規会員の獲得と
後継者の育成に努め
る。

⑥ 財源の確保
本会は九段会館から
の繰入金が見込めない
ことから、福祉事業の
収益部門である機関紙
の販売強化に努めると
共に、魅力ある記念品

⑦ 実態調査の実施
各支部は、遺族の実態
調査及び会員名簿の整理
などを行い、遺族会員の
掌握に努めると共に新規
会員の獲得に引き続き努
力する。

⑧ 女性部
高橋 フミ (長崎県)
◎ 事務局長協議会
野間 征子 (大阪府)
秀平 良子 (岡山県)
正田 藤子 (大分県)
◎ 幹事
山田 周二 (宮城県)
稲 寿 (栃木県)
中川 祐吉 (富山県)
西本 昌弘 (高知県)
横手 義治 (熊本県)

⑨ 女性部
須賀 宏江 (群馬県)
藤田 ミエ (青森県)
長瀬 孝子 (兵庫県)
* 幹事
八木 和子 (北海道)
木野 栄子 (静岡県)

⑩ その他
「英霊にこたえる会」と
協力して、中央及び地方
において英霊顕彰の各種
事業を企画実施する。
また、必要に応じて政
府、国会等に対して抗議
行動を実施するなど、適
宜適切な運動を行う。

⑪ 女性部研修会を六
月二十三日は沖繩県
における「慰霊の日」で
あり、沖繩県遺族連合会
主催の「平和祈願慰霊大
行進」に引き続き参加協
力する。

⑫ 戦没者遺族の処遇改
善運動
二、戦没者遺族の処遇改
善運動
⑬ 戦没者等の妻に対
する特別給付金及び、
身寄りのない「戦没者
の父母等に対する特別
給付金」の継続・増額
⑭ 同給付金の継続・増
額の実現に向け、正副
会長、常務理事を中心
に遺家族議員協議会の
協力を得て運動を推進
する。

⑮ 特別弔慰金の支給範
囲の拡大
特別弔慰金は国として
弔慰の意を表したもので
あり、国は戦没者を忘れ
ないという証でもあるこ
とから、引き続き公務扶
助料等受給者が失権した
場合、その残された遺族
に対し速やかに支給され
るよう制度の改善に努力
する。

⑯ 組織の拡充強化
戦没者の遺児は組織
の後継者であることを
自覚し、慰霊祭への参
加、会費の徴収、機関
紙の配布等々、積極的
に支部の活動に参加
し協力すると共に、各種
事業に戦没者の孫・曾
孫等と一緒に参加する
よう努める。
支部にあつては、引
き続き魅力のある支部
づくりを創造すると共
に、新規会員の獲得と
後継者の育成に努め
る。

⑰ 財源の確保
本会は九段会館から
の繰入金が見込めない
ことから、福祉事業の
収益部門である機関紙
の販売強化に努めると
共に、魅力ある記念品

⑱ 実態調査の実施
各支部は、遺族の実態
調査及び会員名簿の整理
などを行い、遺族会員の
掌握に努めると共に新規
会員の獲得に引き続き努
力する。

⑲ 女性部
須賀 宏江 (群馬県)
藤田 ミエ (青森県)
長瀬 孝子 (兵庫県)
* 幹事
八木 和子 (北海道)
木野 栄子 (静岡県)

日本遺族会女性部 事務局長協議会 役員改選

日本遺族会女性部は一
月二十六日、旧九段会館
で女性部長会議を開催
し、平成二十四年度日本
遺族会活動方針・事業計
画案等について協議する
と共に、任期満了に伴う

役員改選を行った。
また、前日の二十五日
には各支部事務局長会が
開催され、同協議会の新
役員を選出した。
新役員は次のとおり。
(敬称略)

◎ 女性部
* 部長
高橋 フミ (長崎県)
* 副部長
三浦 妙子 (青森県)
須賀 宏江 (群馬県)
* 相談役
藤田 ミエ (青森県)
長瀬 孝子 (兵庫県)
* 幹事
八木 和子 (北海道)
木野 栄子 (静岡県)

◎ 事務局長協議会
* 幹事長
山田 周二 (宮城県)
* 幹事
稲 寿 (栃木県)
中川 祐吉 (富山県)
西本 昌弘 (高知県)
横手 義治 (熊本県)

◎ 女性部
須賀 宏江 (群馬県)
藤田 ミエ (青森県)
長瀬 孝子 (兵庫県)
* 幹事
八木 和子 (北海道)
木野 栄子 (静岡県)

◎ 事務局長協議会
* 幹事長
山田 周二 (宮城県)
* 幹事
稲 寿 (栃木県)
中川 祐吉 (富山県)
西本 昌弘 (高知県)
横手 義治 (熊本県)

◎ 女性部
須賀 宏江 (群馬県)
藤田 ミエ (青森県)
長瀬 孝子 (兵庫県)
* 幹事
八木 和子 (北海道)
木野 栄子 (静岡県)

◎ 事務局長協議会
* 幹事長
山田 周二 (宮城県)
* 幹事
稲 寿 (栃木県)
中川 祐吉 (富山県)
西本 昌弘 (高知県)
横手 義治 (熊本県)

(5) 啓蒙活動の実践

① 機関紙、ホームページを活用して、英霊顕彰並びに処遇改善運動や慰霊事業等の本会の活動内容を遺族会員のみなならず、広く一般にも理解されるよう、わかり易く、かつ正確な情報伝達を行う。

② 本会の運動や組織に対する理解と協力を得るため、慰霊友好親善事業参加者等に対する機関紙の個人購読の拡大、市区町村支部への直送などを引き続き実施すると共に、迅速に購読者へ届くよう努める。

(1) 遺児の慰霊友好親善事業
引き続き補助事業団体となるよう努める。また、各支部等の協力を得て、地方公共団体の広報誌や新聞のパブリックスペースを活用、ポスターを作成して参加者を募ると共に、本会からも各市町村の広報担当者への記事掲載並びに広報依頼を引き続き行う。

(2) 民間建立慰霊碑等整理事業
本事業も本年度、引き続き本会に委託されるよう努め、厚生労働省の指導のもと地方自治体、関係団体等と協力して実施する。

(3) 海外未送還遺骨情報収集事業
本事業も、引き続き本会に委託されるよう努め、厚生労働省の指導のもと地方自治体、関係団体等と協力して実施する。

(4) 戦跡慰霊巡拝
本会主催の戦跡慰霊巡拝は、各支部の協力を得て硫黄島地域(予定)を実施する。

(5) 社会奉仕活動の推進
国内における社会奉仕活動
各支部においては、一人暮らしを余儀なくされている年長いた戦没者の妻等の家庭や施設を訪問し、清掃や話し相手等のボランティア活動を引き続き実施すると共に、母に感謝する会や「母の日」に合わせた行事等を継続して実施する。

(6) 海外における社会奉仕活動
先の大戦の旧戦域における恵まれない子供たちに対して、(財)日本ユニセフ協会や日本赤十字を通じての援助等や、戦争による深い悲しみを経験した戦没者遺族が等しく思う、戦のない世界の恒久平和の実現に向けて啓蒙活動を行うなど、本会にふさわしい社会奉仕活動を引き続き企画実施する。

また、護國神社、諸社、慰霊碑、忠魂碑等の清掃奉仕活動には家族揃って参加する。

遺族の皆様へ

第九回特別弔慰金の請求期限は
本年四月二日(月)迄です。

今回、請求期限が迫っている「戦没者等の遺族に対する第九回特別弔慰金」は、平成17年4月1日から平成21年3月31日までの間に、公務扶助料・遺族年金等を受けている方が亡くなるなどし

て、平成21年4月1日において前記年金受給者がいない場合、(定められた支給順位に基づき)三親等以内のご遺族お一人に額面24万円、6年償還の国債が支給されるものです。

請求期限が過ぎると、第九回特別弔慰金を受け取る権利が消失します。支給対象となるご遺族は請求期限内に現住地の市区町村役場で手続きを行って下さい。

① 東部ニューギニア、② ビスマーク・ソロモン諸島
樺太・千島戦没者慰霊碑維持管理事業
厚生労働省の指導のもと関係機関等の協力を得て、ロシア・サハリン州ス

また、護國神社、諸社、慰霊碑、忠魂碑等の清掃奉仕活動には家族揃って参加する。

先の大戦の旧戦域における恵まれない子供たちに対して、(財)日本ユニセフ協会や日本赤十字を通じての援助等や、戦争による深い悲しみを経験した戦没者遺族が等しく思う、戦のない世界の恒久平和の実現に向けて啓蒙活動を行うなど、本会にふさわしい社会奉仕活動を引き続き企画実施する。

また、護國神社、諸社、慰霊碑、忠魂碑等の清掃奉仕活動には家族揃って参加する。

遺族会の動き

平成二十四年三月行事表

- 2日 県連盟正副会長会議(県連盟会議室)
- 7日 瀬戸内市遺族連合会女性部長会議(長船町内)
- 12日 倉敷市遺族連合協議会靖國神社団参・国会陳情(東京方面) 二泊
- 加賀郡吉備中央町遺族会研修会(倉敷市内)
- 17日 県連盟正副会長・常任理事合同会議(県連盟会議室)
- 18日 岡山市南遺族連合会総会(藤田公民館)
- 22日 岡山陸軍墓地春季彼岸祭(岡山市津高・岡山陸軍墓地)
- 25日 県連盟評議会・評議員会(県連盟大会議室)
- 28日 総社市昭和地区戦没者慰霊祭(県護國神社)

平成二十四年四月行事表

- 3日 創立記念日祭・崇敬会祭及び世話人会(県護國神社)
- 4日 瀬戸内市遺族連合会靖國神社団参・研修旅行(東京方面) 二泊
- 浅口市鴨方支部靖國神社団参(東京方面) 二泊
- 8日 津山市二宮地区戦没者慰霊祭(高野神社慰霊碑)
- 9日 真庭市月田地区戦没者慰霊祭(月田天神山忠魂碑)
- 県戦没者春季慰霊祭準備委員会(いさお会館)
- 県護國神社御創立百四十年記念事業奉賛会役員会(いさお会館)
- 22日 岡山市津高地区遺族会総会(岡山市内)
- 25日 津山市高田地区遺族会護國神社参拝・総会(県護國神社)
- 26日 岡山市岡山遺族連合会総会(いさお会館)
- 津山市遺族連合会役員総会(津山総合福祉会館)